「Nagoya Linguistics（名古屋言語研究）」
2023 Vol.17, pp.15-28
10.18999/nagl.17.15

# ローマ字論争に見られる「音声」と「文字」

## phoneme と正字法をめぐって

内田智子（龍谷大学）

要旨

昭和 5（1930）年に始まる臨時ローマ字調査会では、綴り方をめぐって「ヘボン式」と「日本式」が意見を戦わせ、日本式論者たちは、当時西洋の学界において最先端の理論であった初期の音韻論を導入し、論争に勝利した。日本式論者たちは、以前より重視していた「国民的音声意識」を、Trubetzkoy の「発音意図」という言葉に置き換え、五十音図の合理性を説くことで、音図上の同行の子音は 1 つの phoneme であることを主張した。これは、同じ条件下において入れ替え可能なら同じ phoneme であるとする、Jones の述べる「差別素」の概念にも合致した。この論争では、「直音・拗音」という枠組みについても議論され、日本式論者はその合理性を立証した。一方で、従来、音韻論に類似の概念を持っていたとされている神保格（ヘボン式論者）の発言内容は、Trubetzkoy らの音韻論とは大きく異なり、従来の研究史上の把握には修正の余地がある。

## 1. はじめに

明治中期から昭和前期にかけて、漢字や仮名を廃止しローマ字のみで日本語を表記しようとする「ローマ字運動」が起きている。この運動は、綴り方において「ヘボン式」を採るか「日本式」を採るかで内部分裂し、どちらが日本語を綴るのによりふさわしいかをめぐって長く対立してきた。日本という国家のレベルにおいても、官庁ごとに異なる綴り方を採用して混乱状態であったのに加え、日本の国際舞台への進出に伴い、日本語をローマ字表記する際の綴り方の統一を海外からも求められ[1]、この論争に決着をつけるべく、昭和 5（1930）年に、国の機関として「臨時ローマ字調査会」が設置され、7 年間にわたる論争の末、大枠において「日本式」が勝利し、昭和 12（1937）年、「日本式」に一部変更を加えた「訓令式」が公布された。

この臨時ローマ字調査会における日本式勝利の要因の一つとして、当時最先端の言語理論であった「phonology」（音韻論）による理論武装があったことが、平井（1948）等の先行研究で指摘されている。一方で、音韻論が西洋の学界で重要課題となってきたのは、臨時ローマ字調査会設置とほぼ同じ時期の 1930 年前後である。これを踏まえ、内田（2021）では、日本式論者たちが、大正期より西洋の学界の動向に注目し、昭和 5（1930）年の時点で、初期の音韻論による理論武装を終えていたことを示した。音韻論において重要な「phoneme」という概念は、文部省英語教授顧問として来日していた H.E.Palmer が、大正 11（1922）年の日本式ローマ字の会合で D.Jones の説を紹介したのが、日本への紹介の最初である。Palmer の講演以前の日本式論者たちの記述には、Jones の説を受け入れるだけの理論的下地が既に存在していた。そして、昭和 2（1927）年、菊澤季生が、「phoneme」

[1] 昭和 3（1928）年開催の万国地理学会より「地名ローマ字綴方ニツキ一定ノ形式ヲ採用セラレンコトヲ庶幾フ」という形で文部省へ伝えられた。（平井（1948）p.293）

と、日本式論者が以前より主張してきた「国民的音声意識」を融合させたことで、日本式論者たちの理論的枠組みは完成した。

しかし、この時点で完成したのはあくまで「枠組み」である。初期の音韻論は、昭和 5（1930）年以降の、臨時ローマ字調査会の議論を通して、日本語に適用されるようになっていく。本稿では、主に臨時ローマ字調査会の議事録から発言を拾い出し、日本式論者たちが初期の音韻論をどのように利用していったのか見ていきたい。

## 2. 臨時ローマ字調査会と綴り方

実際の議論を見る前に、臨時ローマ字調査会の概略、及び日本式とヘボン式の綴り方の違いを紹介しておく。

### 2.1. 臨時ローマ字調査会の概略

まず、臨時ローマ字調査会の概略を示しておく。以下が、会合の日時と全体の流れである。

第 1 回　昭和 5（1930）年 12 月 15 日　15:30～17:30
第 2 回　昭和 6（1931）年 1 月 13 日　13:40～16:40
第 3 回　昭和 6（1931）年 5 月 15 日　14:40～17:35
第 4 回　昭和 6（1931）年 6 月 30 日　13:20～17:15
※8 月に万国言語学会で Trubetzkoy が日本式ローマ字を正字法の模範的実例として紹介。
※9 月に万国地理学会で日本の地名を日本式ローマ字で書く決議案採択。
第 5 回　昭和 6（1931）年 11 月 9 日　14:10～18:00・・・菊澤季生による phoneme の説明
第 6 回　昭和 7（1932）年 4 月 25 日　14:25～17:40
第 7 回　昭和 7（1932）年 11 月 28 日　14:00～17:05
第 8 回　昭和 8（1933）年 5 月 16 日　13:40～17:30
第 9 回　昭和 8（1933）年 7 月 11 日　13:50～17:00・・・主査委員会の設置決定
第 10 回　昭和 8（1933）年 11 月 7 日　13:40～16:40・・・佐伯功介と神保格の論戦
▸第 1 次主査委員会（全て昭和 9（1934）年）・・・理論面での議論
3 月～7 月にかけて、計 12 回開催
→日本式ローマ字の主張が理論的に一貫しているとの結論を出す。
第 11 回　昭和 10（1935）年 1 月 15 日 14:25～16:25・・・第 2 次主査委員会の設置決定
▸第 2 次主査委員会（全て昭和 10（1935）年）・・・実用面での議論
5 月～7 月にかけて、計 10 回開催
→日本式･ヘボン式のどちらが便利かは主査委員会として問題にしないことを決定。
第 12 回　昭和 10（1935）年 11 月 21 日　13:50～16:40
▸第 3 次主査委員会：昭和 11（1936）年 1 月に 3 回開催・・・各省の意見を聴取
→日本式を基礎とした原案の作成
第 13 回　昭和 11（1936）年 6 月 13 日　9:55～15:26・・・原案提出
第 14 回　昭和 11（1936）年 6 月 26 日　13:50～18:10・・・賛成多数で原案可決

以上の議論と可決された原案に基づき、昭和 12（1937）年 9 月 21 日に「訓令式ローマ字」が公布される。

この調査会には、ヘボン式論者、日本式論者の他、中立的立場で意見を聞く委員がいる。また、国家としての綴り方の統一を議論する場であるため、各官庁からも多くの人物が委員として参加している。言語学的側面以外に実用面からも多くの議論がなされているが、言語学的な議論で中心的な役割を果たした人物は以下である。

ヘボン式・・・神保格、宮崎静二、櫻井錠二、岡倉由三郎[2]

日本式・・・菊澤季生、佐伯功介、田丸卓郎、田中館愛橘、福永恭助

中立・・・新村出[3]

平井（1948）は、臨時ローマ字調査会について、以下のように述べている。

> 両派の論争を音声学的にみれば発音主義と音韻主義との対立であり、思想的にみればアングロ・サクソン依存主義と自立主義との対立であり、国際関係の上からみればイギリス語即国際語主義と国際中立主義との対立であつた。両派の代表者には、ヘボン式側に言語学専門家が多く、日本式側に物理学者が多かつたのは、ヘボン式側が言語学や音声学の方面で敗退した事実と思いくらべて興味深い。また前者に社会的地位の高い老人が多く、後者に新進の若手が多かつたのも面白い。この論争にあたつて、言語専門家の多いヘボン式側委員に対し日本式側委員の援用した言語理論がプラーハ学派の唱えた音韻学であつたのは注目に値する。（p.309）

平井自身は日本式の賛同者であるが、ヘボン式と日本式の構図は、ここに書かれているとおりである。調査会の議事録からも、日本式論者の音韻論による理論攻撃に、音声学者である神保格が次第に追い詰められていく過程が見て取れる。

## 2.2. ヘボン式と日本式の綴り方の特徴

臨時ローマ字調査会において対立した、ヘボン式と日本式の綴り方の違いのうち、本稿で主に扱うものを以下に示す。

| | ヘボン式 | 日本式 |
|---|---|---|
| サ行 | sa　shi　su　se　so | sa　si　su　se　so |
| タ行 | ta　chi　tsu　te　to | ta　ti　tu　te　to |

ここでの違いは、「シ」「チ」「ツ」の書き方である。日本式は五十音図の同行を同子音字で揃えることに特徴がある。

拗音については、以下の点に注目したい。

| | ヘボン式 | 日本式 |
|---|---|---|
| シャ・シュ・ショ | sha　shu　sho | sya　syu　syo |
| チャ・チュ・チョ | cha　chu　cho | tya　tyu　tyo |

ヘボン式は、シャ・シュ・ショの子音を「sh」、チャ・チュ・チョの子音を「ch」で表記する。この表記は、上のサ行・タ行の表の「シ」「チ」の子音部分と同一である。一方、日本式は、上のサ行子音・タ行子音の後に「y」の文字を入れることで拗音を表記す

[2] 岡倉由三郎は、主査委員会のみ、専門家オブザーバーとして出席。
[3] 新村出は、主査委員会のみ、専門家オブザーバーとして出席。

る。この例に限らず、日本式の拗音はすべて直音の子音字の後に「y」を書くことで表記される。日本の伝統的音韻学の中で作られた「直音・拗音」という対立関係が表記に反映されているように見える。

最後にもう一点注目しておきたいのは「ン」の書き方である。

| | ヘボン式 | 日本式 |
|---|---|---|
| m, p, b が後続する場合 | m | n |
| 上記以外 | n | n |

ヘボン式は後続子音によって「m」と「n」で書き分けるが、日本式は常に「n」である。

全体的に見て、ヘボン式は写音に重点を置いた綴り方である。それに対して日本式は、五十音図の同行を同子音字で揃える、直音の子音字に y を加えることで拗音を表記する等、伝統的音韻学の枠組みに基づいた綴り方と言える。

## 3. 臨時ローマ字調査会での phoneme と正字法の議論

冒頭で見たように、日本式論者の主張してきた「国民的音声意識」が、Palmer の講演によって「phoneme」と結びつき、調査会開始時には既に日本式論者の主張の論拠となっていたわけであるが、日本式論者が phoneme をどのように利用していったのかはこの時点では不明である。以下では、臨時ローマ字調査会の議事録から、この問題に関わる発言を抜き出し、日本式論者の論理を見ていきたい。

### 3.1. 正字法とは

議論を見るにあたり、臨時ローマ字調査会がローマ字による「正字法」を定めるという目的を持っていたことに注目しておきたい。日本式論者たちは、ローマ字による「正字法」は「写音」によるべきではないと考える。使用できる文字の数が決められている以上、無数にある音声を正確に写し取るのは不可能であるという主張は、日本式論者田中館愛橘らが明治時代から繰り返し述べている[4]。

では、ヘボン式論者は「正字法」をどのように捉えているのか、調査会議事録の発言を見てみたい。（下線は筆者による。以下同じ。また、「第〇回～の発言」とあるのは、全て『臨時ローマ字調査会議事録（上）』による。）

> phonetic notation（筆者注：発音記号）と orthography（筆者注：正字法）とが一致すればよいと云ふ考は、日本式の方々ではどうも是は御否定なさつて居るやうで、寧ろ一致しない方がよいと云ふ御考が強いやうであることも、前に申しました。併し<u>是が一致する方が我々のローマ字運動の目標ではないかと、私共は考へるのであります</u>。何故なれば一致すれば、最も簡単で最も理論的で、最も容易で、最も実用価値が大きいからであります。つまりそれが一致するならば、是で理想的になる訳であります。しかして<u>私共の標準式[5]は正に此理想に叶ふものでございます</u>。
>
> （第 6 回 宮崎静二の発言 pp.253-254）

ヘボン式論者たちは、正字法は発音を表示すべきものと考えている。そして、ヘボン式

[4] 田中館愛橘（明治 18/1885）に、文字による写音の限界についての記述がある。
[5] ヘボン式論者たちは自分たちの綴り方を「標準式」と呼ぶ。

はそれが実現されていると述べている。他の箇所でも、音声記号と正字法は一致するのが望ましいという主張を繰り返している。

一方で日本式論者たちは、正字法は、「日本語の性質に合ひ日本人の使用に最便利であることを要する[6]」という。大正前期の段階では、「日本語の性質」は文法面では動詞の活用、音声面では「ン」の音などが言及されている。「打つ」等の五段活用が、ヘボン式では不規則な表記になること、ヘボン式で書き分ける「ン」の発音を、日本人は意図して発音し分けるわけではないこと等から、日本人のための表記法である以上「日本語の性質」に合った綴り方をすべきであるという主張である。大正 11（1922）年の Palmer の講演で phoneme の概念を知った後は、音声面についてより積極的に「日本語の性質」を主張するようになる。この背景には、西洋の言語学界で、phoneme の概念が正字法と絡めて論じられていた状況がある。

> ジョーンズも言ひましたやうに或る国語の音を各群に分つて、音素に纏める所の主な目的は、実に国語の簡単にして適切な書き方を確立するものであります。
>
> （第 5 回 菊澤季生の発言 p.158）

このこと自体は Palmer の講演でも触れられていた。そして、調査会で新たに援用されたのが Trubetzkoy の言葉である。菊澤は Trubetzkoy の論文の原文と、それを日本語訳したものを提示する。その日本語訳が以下である。

> 音韻学的な立場は、言語と文字との関係に、全く特別な、新しい光明をもたらすものである。実用的な文字組織（綴方）は、実際上発音せられた音のすべてを再現するのが目的ではなく、音声の音韻学的価値ある部分のみを再現するのを目的とするのである。人々が文字に書くのは、実際に発音する所ではなく、発音しようと考へ、又は発音しようと意図する所である。
>
> （第 5 回 菊澤季生の発言 p.161）

Trubetzkoy の言う「発音しようと考へ」「発音しようと意図する所」は、日本式論者である田丸の言う「云はうと思ふこと[7]」と同義であり、菊澤の言う「所謂国民的音声意識[8]」に通じる。正字法を「発音しようと意図する所」と結びつけた Trubetzkoy の言葉は、日本式論者の強力な後ろ盾となった。

### 3.2. 音素の定義の日本語への適用

正字法の確立という観点において、日本式論者の考え方が西洋の音韻論によって補強されたわけだが、「発音しようと意図する所」が「日本式ローマ字表記」であるかという点には問題が多い。日本式ローマ字が如何なる場合でも「ン」を「n」と書くことは、「発音しようと意図する所」としてある程度理解できる。日本語の母語話者は「ン」を発音する際に［m］であるか［n］であるかを意識しないからである[9]。その一方で例えば「チ」を「ti」と書くのは、どのような発音を意図しているのだろうか。

---

[6] 田丸卓郎(大正 3/1914)『ローマ字国字論』p.68
[7] 田丸卓郎(大正 9/1920)『ローマ字文の研究』p.20
[8] 菊澤季生（大正 15/1926)「国語国字問題に就ての考察」
[9] それが実際に［n］の音であるかどうかは別の問題である。1 種類の音と認識しているという点を強調しておきたい。

田丸(大正 9/1920)は、日本語は t という子音の後に i が接続した場合、自然に「チ」の音になると述べる。そしてこれは「ン」の発音が後続音によって自然に変化する現象と同じだと言う。「チ」の子音は、日本語において「チャ・チュ・チョ」の子音でもあり、このことはヘボン式論者はもちろん、日本式論者も認めている。他に同じ子音を持つ音（チャ・チュ・チョ）があるのであれば、そちらに表記を合わせても問題はなさそうである。同様のことは「シ」についても言える。

田丸(大正 9/1920)はこのような反論を予想し「吾々の実際使ふ上の関係を云へばタチツテトの五音は全くカキクケコの五音と同様である[10]」と述べている。つまり、日本語の母語話者にとっては、タチツテトはセットであり、その枠組みは「使ふ上の関係」に関わるので崩すことはできないということである。田丸は動詞の活用を重視している。「勝つ」「立つ」「待つ」等の動詞はタチツテトで活用するが、このうちの「チ」「ツ」は意図して子音が変化するのではなく、自然に変化するので「云はうと思ふ」発音は「タ」の子音に母音を接続させたものだという論理である。

これについては、ヘボン式論者の神保格が、これは「心理的事実に関する問題」だとし、以下のように述べている。

> 音声観念を組立てる要素と云ふ問題があります。（中略）文字観念に依つて音声観念が左右されると云ふやうな問題が含まれて居ります。（中略）例へば所謂「タチツテト」と云ふ一行が同じものであると考へて居るやうな例があるのであります。
>
> （第 8 回 神保格の発言 p.334）

タチツテトがセットかどうかという問題は、調査会の中でたびたび問題となり、結局のところ水掛け論に終始する。動詞の活用に関しても、ヘボン式論者は、そもそも活用を五十音図で説明すること自体が時代に合わない、五十音図を解体すべきと主張する。

ここで、日本式論者は Jones の論文から別の視点を持ってくる。

> 例へば英語で「k」と云ふ音がある。keep, cool, call.に於ける「k」の音は実は少し違ふ、別々な音であるが、それらを一つの音素に纏めるのであります。その理由は、それらの音の変化は唯付近にある母音のため自然に起る影響に依つて違ふだけで、何等根本的な差異はなく、英語の意味方面を考へても一向区別する必要が認められない。それで一つに纏めたのであります。
>
> （第 5 回 菊澤季生の発言 p.154）

ここでのポイントは 2 つある。一つは、後続母音によって子音が変化を起こすという事実である。これを日本式論者は、「タとチとツの子音は少し違っているが、それは後続母音によるもので根本的な差異はない」と読み替えた。

もう一つのポイントは、その音声の差異が「意味」に関わるかどうかという視点である。菊澤はこれをさらに説明するために、「万国音韻学会の昨年取極めたもの」を提示し、その内容を以下のように訳している。

> 二音が音韻学上同じ條件の下に置かれ、之等のものの一方を他と代へた時必ず語の意味の変化を伴ふやうであれば、之等の二つの音は語の意味をなし得るのであるから二つの違つた音素に属する。併しもし二つの音が音韻学上同じ條件の下に置かれ、その

[10] 田丸卓郎(大正 9/1920)『ローマ字文の研究』p.20

各が語の意味をぶち壊さんで取代へることが出来るならば、之等の二音は最早語の意味の差別をなし得ないのであるから、同一の音素の二つの変形に過ぎない。（p.157）

これを日本語の「チ」に適用すると、以下のような論理になる。

外来語の ti の如きは、日本に来ると「チ」と言つて居る。例へば薬の名に何々「チンキ」といふのがありますが、これは「tincture」といふ外国語が本で、日本語になると「チ」になつて了ひます。給仕にやる金のことを「チップ」と申します、これも「tip」と云ふことを言ふ人もありますが、それは外国語の真似をする人だと考へられてゐまして…

（第 5 回 菊澤季生の発言 p.147）

他に「プラチナ」という例も出しているが、外国語の「ti」が日本語に入った時に「チ」になるということは、日本人は「ti」と「チ」の発音を区別する必要を感じておらず、意味も変わらないと認識しているというわけである。さらに言えば、発音意図は「ti」であるが、実現した音声は「チ」であるということになる。

ここで重要なのは「ti」と「チ」に区別の必要がないということであって、これがそのまま「[t] と [tʃ] を区別する必要がない」ということにはならない。それでも、菊澤の引用に当てはめれば、「2 音（＝ [t] と [tʃ]）が同じ条件（＝i が後続する）の下に置かれて、交換しても意味の変化がない場合には、この 2 音は同一の音素の二つの変形」ということにはなる。

音声学者である神保はこの考え方に反論する。日本語において「ti（ティ）」と「chi（チ）」の区別がないとしても、同じ子音を使った「ta（タ）」と「cha（チャ）」には区別がある。「t」と「ch」を同じものとしてしまったら、「タ（ta）」と「チャ（cha）」の区別がつかなくなると言う。しかし、日本式論者にとってこの反論は想定内である。だから日本式では「タ＝ta」「チャ＝tya」と区別しているではないかと述べる。

### 3.3. 日本式論者による 1 字 1 音主義への批判

日本式の論理に対し、ヘボン式論者は「後続音によって同じ文字が別の読まれ方をするのはおかしい」と述べる。「ta（タ）」と「ti（チ）」では明らかに「t」の音価が違うというわけである。しかし、これも日本式論者は、どちらの音も「t」という phoneme の異形態であり、後続母音による音の変化だと言う。日本式論者は逆に「なぜ 1 字 1 音でなくてはならないのか」と問い返すが、これについて、ヘボン式は有効な回答を最後まで用意できない。

さらに日本式論者は、ヘボン式は 1 字 1 音を標榜しているが、「ン」はそうなっていないことを指摘する。ヘボン式は「ン」を「m」と「n」で表記し分けるが、「ン」は他にも数種類の音があり、「n」が表示している音は 1 種類ではないからヘボン式も 1 字多音主義だと言う。

この議論は、ローマ字が 26 文字しかない以上、全ての音を区別して書き表すのは不可能であるという日本式の論理に戻っていく。つまり、正字法としては、どこかで何らかの基準を作らなくてはならないということである。そもそも Jones による phoneme の概念創出の背景には「正字法」の問題があった。それは前掲の Jones の「音素に纏める所の主な目的は、実に国語の簡単にして適切な書き方を確立するもの」という言葉からも明らかであ

る。phoneme が「写音」ではなく「国語の簡単にして適切な書き方」に関わる概念として作られたものである以上、日本式論者に有利に働くのは当然ともいえよう。

## 4. 「拗音」に関する議論

ここでいわゆる「拗音」というものについて考えてみたい。前述の「チ」と「チャ」の問題のように、日本式とヘボン式の意見の対立の背景の一つは、直音と拗音の関係性にあるように思われる。冒頭で綴り方を示したが、ここで再度、問題となる箇所を挙げておく。

| | ヘボン式 | 日本式 |
|---|---|---|
| サ・シ・ス・セ・ソ | sa　shi　su　se　so | sa　si　su　se　so |
| シャ・シュ・ショ | sha　shu　sho | sya　syu　syo |
| タ・チ・ツ・テ・ト | ta　chi　tsu　te　to | ta　ti　tu　te　to |
| チャ・チュ・チョ | cha　chu　cho | tya　tyu　tyo |

ヘボン式は「シ／シャ・シュ・ショ」「チ／チャ・チュ・チョ」の子音を同じ表記にしており[11]、日本式は同じ子音字にしていない。日本式は、直音の子音字の後に「y」を入れたものを拗音に当てている。

### 4.1. 「ニ」の発音と拗音

ヘボン式は、「シ／シャ・シュ・ショ」「チ／チャ・チュ・チョ」に、同じ子音字を当てている。これらが同じ子音であることは、明治以降たびたび言及されてきており、日本式論者たちも音声としては同一だと認めている。しかし、日本式は、「シ」や「チ」の子音字に拗音と同じものを使おうとはしない。

日本式論者たちは、「シ／シャ・シュ・ショ」「チ／チャ・チュ・チョ」の関係は、「ニ／ニャ・ニュ・ニョ」にも見られるものだと主張する。前掲の表に「ナ・ニ・ヌ・ネ・ノ」「ニャ・ニュ・ニョ」を追加してみる。

| | ヘボン式 | 日本式 |
|---|---|---|
| サ・シ・ス・セ・ソ | sa　shi　su　se　so | sa　si　su　se　so |
| シャ・シュ・ショ | sha　shu　sho | sya　syu　syo |
| タ・チ・ツ・テ・ト | ta　chi　tsu　te　to | ta　ti　tu　te　to |
| チャ・チュ・チョ | cha　chu　cho | tya　tyu　tyo |
| ナ・ニ・ヌ・ネ・ノ | na　ni　nu　ne　no | na　ni　nu　ne　no |
| ニャ・ニュ・ニョ | nya　nyu　nyo | nya　nyu　nyo |

「ナ・ニ・ヌ・ネ・ノ」「ニャ・ニュ・ニョ」においては、ヘボン式も日本式も同じ綴り方である。ヘボン式において「ニ」の子音は「n」、「ニャ・ニュ・ニョ」の子音は「ny」であるが、日本式論者は「ニ」の子音は「ニャ・ニュ・ニョ」の子音と同じであると主張する。

> 発音一点張りで日本語を眺めると、「カシ（貸）」の「シ」は「スィ」でなくて、音が「シ」に変つてしまつたのだから、正直に其の通りに写して、kashi と書いて居るのだ。

[11] ヘボン式は「拗音」という概念自体に否定的であり、このような「表」は見られない。

言ひ換へれば、音が変れば字も変るべきである‥‥‥と斯う言ふのが標準式の立場でございます。これは我国民の音声意識を無視し、且近世音韻学の見地から見て、旧式な考方ではございますけれども、併しそれも一つの立場ではある。それで押通すならば、標準式にも筋道が立つ訳であります。ところが此処に奇態なことがあると言ふのは、標準式では「死ニ」といふのを shini と綴つて居て、決して shinyi とは綴らない。日本語で「貸シ」の「シ」が「シャ行」にあるといふならば、「死ニ」の「ニ」だつて同じ程度に於て「ニャ」行にあることは、次回の神保委員の御説明を聞くまでもないことであります。

（第 7 回 福永恭助の発言 p.293）

この「ニ」の子音がニャ行子音と同じかどうかについて、ヘボン式論者の神保は第 8 回で「又別の機会に致したいと思ひます」と、議論を避ける。ちなみに、神保（大正 14/1925）『国語音声学』では、「ニ」の子音と「ニャ」の子音は異なると断言している。

調査会の中では「神保委員に対して」という形で、「発音一点張りから言へば標準式の ni が「ヌィ」であつて「ニ」でないことを認められるか」という「答弁要求事項」が日本式側から提出され、第 10 回で、日本式の佐伯とヘボン式の神保が意見を戦わせる。佐伯の「私はナ行とサ行は全く併行して居ると思ふのでありますから、それと違う点を説明して戴きたい」という要求に対し、神保は子音を「抽象する[12]」という概念を持ちだす。この議論は、議事録の上で 18 ページにわたって続くのであるが、最後まで両者の意見は一致しない。神保の意見は上記の『国語音声学』の通りであり、「ニ」の子音は n の口蓋化、「ニャ」の子音とは別の音ということにまとめられる。一方で「シ」の子音は s の口蓋化ではなく、「シャ」の子音と同じとしている。

## 4.2. イ段音の口蓋化と拗音のわたり

結局「ニ」の議論は結論が出ない。ここで日本式論者たちは「イ段音はある特殊の音調を帯びる」という見解を提示する。神保もナ行音の中で「ニ」の子音だけが口蓋化することを認めているわけだが、日本式論者は「ヒ」や「キ」や「ミ」も子音が変化すると言う。

「ナ」と「ニ」とコンソナントが違ふと云ふことは問題はない、それに御反対はあるまいと思ふ。（中略）「ヒ」と云ふ場合には、やはり摩擦音が入る、そんなに強いことはありませぬが、ドイツ語の ich と云ふのと同じ場所で、「çi」と云ふ摩擦音が入ることがある。それから「キ」、此の発音場所は「カ」よりもずつと前に行く、ここにも「ヒ」と同じ摩擦音が入ることが多い（中略）それから「ミ」、是がやはり共鳴が違ふ

（第 8 回 佐伯功介の発言 p.352）

「シ」や「チ」については、日本式論者に以下の発言がある。

最近の見解に依りますと、日本語の「シ」の子音と云ふものはパラタライズした s であつて、sh の音とは違ふ。「チ」の子音も t のパラタライズしたもので、ch と違ふと云ふ観察があります。

（第 5 回 菊澤季生の発言 pp.147-148）

音声学会あたりでも「サ、シ、ス、セ、ソ」の「シ」は、「ニ」や「キ」などとは同様

[12] 神保の言う「抽象」については 5 節で扱う。

に「パラタリゼーション」と見る人が多いのです。

（第 10 回 佐伯功介の発言 p.466）

このように、日本式論者による「イ段に属する子音は口蓋化する」という趣旨の発言は随所に見られる。

そしてこれは、総会で扱うにはあまりに専門的な内容であるということで、神保、菊澤ら以外に、新村出、岡倉由三郎等の言語学者たちをも加えた主査委員会が設置され、12 回にわたる議論の末、以下の形で委員長報告がなされる。

> 「イ列」の音節では、日本の場合に、口蓋化といふ現象が、総てに亘つて行はれて居ることに意見が一致した。従つて又「サ」と「シ」の子音の相違も、「ナ」と「ニ」の子音の相違も、何れも後者が前者に較べて口蓋化して居る点にあるといふことは、意見が一致した。

（議事録 p.500）

拗音でもう一点問題となったのは、日本式ローマ字では拗音にはすべて「y」の表記があるのに対し、ヘボン式の「sha shu sho」「cha chu cho」には「y」がないという点である。ヘボン式の他の拗音は「kya kyu kyo」「nya nyu nyo」など「y」が入っている[13]。この「y」が「わたり音」であるという認識は、ヘボン式も日本式も共通している。つまり、ヘボン式は「y」のない「シャ・シュ・ショ」「チャ・チュ・チョ」は、「わたり」がないと考えている。実際、神保もはっきりと、これらの音は他の拗音とは違う種類の音であると述べており、拗音という概念自体に疑問を呈している[14]。一方で日本式は拗音という概念は合理的であり、すべてに「わたり」があると主張する。

これも主査委員会に回される。この主査委員会で、日本式は「理化学研究所でなされたトーキー、フィルムの方法による録音と研究者の証言」「航空研究所でオッシログラフの方法により録音したフィルム」を提出し、「約百分一秒（声帯振動で二回位）y に当る振動が「キャ」でも「シャ」「チャ」でも、全く同様に現はれて居る」ことを証明する[15]。これにより主査委員会は「拗音は 子音＋y＋母音の連結である」と決議した。拗音とは、対応する直音の子音と母音の間に「わたり」が入ったものということである。これは日本式論者たちが主張する phoneme の点から見れば、「タ（ta）」と「チャ（tya）」の違いは「わたり」の有無であり、子音部分の音素が異なるわけではないということにもなる[16]。

主査委員会の結論は、単発的に見れば日本式ローマ字の合理性を示したのであるが、より大きな視点に立てば、明治期以来の、「拗音」という枠組みを崩壊させようとする流れに終止符を打ったとも言える。

## 5. 神保格の主張

ここまで触れてこなかったが、神保格と言えば、「具体音声」「抽象音声」という枠組みを考え出した人物として知られており、Jones、Palmer、Trubetzkoy らに影響を与えたとも

---

[13] 濁音においてはこの限りではない。「ja ju jo」等が見られる。

[14] このこと自体は明治時代から問題になっており、ヘボン式ローマ字で書いた場合に「シ」や「チ」が、シャ行音・チャ行音と同じ子音になることがその背景にある。

[15] 議事録 pp.503-504

[16] 菊澤も「拗音は直音型の音節の子音と母音との中間に、拗子音の y 若くは w が介在しながら、しかも一音節として発せられるもの」（議事録 p.395）とする。

言われている。そして従来、この枠組みは音韻論に類似するものと捉えられてきた。

> ヨーロッパでは、ソシュール（Saussure）の『言語学原論』（1916）や、プラーグ学派のトルベツコイ（Trubetzkoy）の音声と音韻とを区別する音韻論の考え方が有力となり、昭和初年に日本にも紹介され始めた。しかし、これより先、大正年間に神保格は同じように「抽象音声」と「具体音声」の区別を唱えていたのは注目に値する。
>
> （『日本語学研究事典』「音韻」の項 p.89）

> 大正時代に入って、神保格・佐久間鼎らによって日本語の発音やアクセントに関する音声学的研究が進められたが、神保格の考え方の中に音韻論が芽生え始めた。（中略）神保はこのようにして「音素」に類似の概念に到達している
>
> （服部四郎（1965）「日本の記述言語学(1)」）

しかし、この研究史上の把握は修正の余地がある。Jones や Trubetzkoy は、音韻論の立場から日本式ローマ字に賛同しているが、神保は日本式ローマ字に反対の立場である。臨時ローマ字調査会において、神保の発言は菊澤の述べる音韻論とかみ合っていない。さらに言えば、この神保の「具体音声」「抽象音声」の枠組みこそが、ヘボン式敗退の最大要因となってしまった。

### 5.1. 神保の「phoneme」に対する理解

phoneme について、神保には以下の発言がある。

> 次にフォニームに付きましては是は言語音声、スピーチサウンドの具体性、抽象性と云ふ事柄に属する一局部の問題でありませう。少し言葉がむづかしくなりまして恐縮でございますが、若し申しますならば、具体性と申しますのは、或与へられた事柄の属性全部を申し、抽象性と云ふのは、其の属性の一部分を謂ふ訳でございます。（中略）其の抽象の程度にいろいろございまして、或人々の言ふフォニームはその程度の一つに当るのでございます。随て此の問題は此の程度の取り方にあります。或程度を取つて、之にフォニームと名付けるならば、其の外にも程度が沢山ありまして、フォニームとの関係が沢山生ずるのでございます。
>
> （第 8 回 神保格の発言 p.332）

神保はまず、音声には「具体性」と「抽象性」があると述べる。「具体性」は音声全体であり、「抽象性」とは「属性の一部分」であるとする。そしてその「抽象性」は抽象の「程度」によって様々に変化し、Jones や Trubetzkoy らの言う phoneme は、その抽象の形の 1 つである、という趣旨である。

日本式論者、Jones、Trubetzkoy らが phoneme をある言語体系内における「差別素」として認識していたのに対し、神保にはこの認識がない。そして、以下のように述べる。

> 極めて常識的に解釈しましても、所謂タ行の「タチツ」の子音は皆違ふことになります。之をフォニームと名付けるならば「タチツ」の子音は皆違ふフォニームになるのであります。是が同じフォニームであると云ふことは、どうも理由が立たないやうに思ひます。
>
> （第 8 回 神保格の発言 p.335）

「タチツ」の子音が同じ phoneme になるというのが日本式の主張である。［ti］や［tu］という音声が日本語にないことから、これらは後続母音の影響による子音の自然な変化で

あり、動詞の活用においてもタチツテトと変化するのであるからこれらの子音は同じ phoneme である、というのが日本式の主張である。一方で神保は「極めて常識的に解釈」した結果、「タチツ」の子音は別の phoneme だと言う。この理由として「タ・テ・ト」は「上顎の前の方と舌の前の方との間で作る一種の無声破裂音」であるが、「チ・ツ」はこの「無声破裂音」に加えて「無声摩擦音」が入っていることを挙げる。

音声自体が異なることは日本式論者も承知しているが、なぜその「無声摩擦音」を表記に反映させなくてはならないのか、神保は説明できない。逆に、前掲の佐伯の発言のように「キ」にも「無声摩擦音」は含まれているではないかと反論される事態に陥ることとなった。

### 5.2. 神保の「具体」と「抽象」

では、従来「音声」と「音韻」の概念に類似するとされてきた、神保の「具体音声」「抽象音声」とは何なのか。神保は「具体音声」を「抽象」することで「抽象音声」を作り出している。

調査会では、神保の主張は、結論から言えば以下のようになる。

- 「ナニヌネノ」の子音は「n」に抽象できる。
- 「カキクケコ」の子音は「k」に抽象できる。
- 「サシスセソ」の子音は「s」に抽象できない。
- 「タチツテト」の子音は「t」に抽象できない。

神保は、話し言葉に現れた「具体音声」を「抽象」していくという分析過程を取る。調査会では「ナニヌネノ」の子音の抽象過程を述べている。発言内容をまとめると以下の手順になる。

1. まず、様々な人や場面の「カ<u>ニ</u>」の発音を集める。
2. 集めた「カ<u>ニ</u>」の発音から、共通の性質を抜き出して、「カ<u>ニ</u>」における「ニ」の抽象音声を作る。
3. 「タ<u>ニ</u>」「<u>ニ</u>カイ」など、「ニ」が入る単語を集め、同様の抽象を行う。
4. 全てに共通する性質を抜き出すと、「ニ」の「抽象音声」が完成する。それを母音と子音に分解する。
5. 1～4 の手順で「ナ」「ヌ」「ネ」「ノ」からも、それぞれ抽象音声を作り、母音と子音に分解する。
6. 抽象した結果の 5 つの子音を比較すると、全てに共通している点（＝舌の先が上顎の前の方に付いて、そこで息を止めて、さうして声が鼻の方へ響く）があるので、ナニヌネノの子音は 1 つである。

さらに、「より具体的」レベルで考えた（＝抽象の程度が低い）場合、「ナ」の子音と「ニ」の子音は異なるが、「高度の抽象」によって「n」で表わせるとする。つまり、神保の言う「具体」「抽象」は段階的なものであり、ある段階における「具体」に対する「抽象」、「抽象」に対する「具体」であって、そこに絶対的な基準は存在しない。

そして、神保の説明の最大の問題は「抽象」する時に使う基準である。神保は「カ行」についても同様の説明をし、「(「キ」については）例へば口蓋化、英語で云ふパラタリゼーションと云ふやうなことがございますが、さう云ふやうな性質は今申しました抽象の結果、

捨てて仕舞ふのでございます」（p.334）と述べる。ナ行についても、「ナ」と「ニ」の子音は違うが、舌のつく位置などは「捨象して」共通性を抜き出して「n」とすると述べている。だが、捨てる理由は説明しない。

同様に「抽象」を行った結果、神保は「シ」の子音は「サ」や「ス」などの子音と併せて抽象することはできないとし、日本式側に批判される。

> 「カ、キ、ク、ケ、コ」も「ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ」も一つに抽象しながら、「サ、シ、ス、セ、ソ」を一つに抽象するのを拒む理由は何処にあるのですか。
>
> （第 10 回 佐伯功介の発言 p.464）

> 音声学会あたりでも「サ、シ、ス、セ、ソ」の「シ」は、「ニ」や「キ」などとは同様に「パラタリゼーション」と見る人が多いのです。それが一つのあなたに対する抗議ですが、仮りに百歩を譲つて、「サ」などと「シ」とが全く別の子音であるとしても、舌の前部で発音される摩擦音だと云ふ、共通の性質が抽象される訳ではありませぬか。
>
> （第 10 回 佐伯功介の発言 p.466）

これらの批判に対し、神保は「抽象は、色々な程度に於て抽象が出来」るが、「シ」と「ニ」とでは「抽象の程度が違ふ」という回答を繰り返す。「抽象の程度は勝手なんですか」という佐伯の質問に「目的に依つて色々の程度に抽象ができると思います」と答え、「抽象の程度があなたの御自分の勝手ではないのですか。そこに独断があると此の前申した。何も客観的の理由がないではないですか」と批判される。この議論を見ると、神保の「抽象」は段階的なものであると同時に「目的」を前提としており、目的によって「抽象の程度」が変わることが分かる。

この問題は主査委員会でさらに議論され、最終的に「日本式綴方は、理論的に一貫せるものと認む」という形で決着することとなった。

## 6. ローマ字論争の意義

以上、主に臨時ローマ字調査会議事録に見られる音声に関する議論を、様々な視点から見てきた。ヘボン式側が日本式側を論破できなかったこと、日本式側からの批判に論理的な回答ができなかったことが、ローマ字論争におけるヘボン式敗退の理由である。

一方で、日本式論者たちの論理が、西洋の音韻論を的確に利用できているのかどうかはまた別の問題である。本稿で示したのは、Jones や Trubetzkoy らによる初期の音韻論の概念を、日本式論者がどのように日本語に適用したのかということである。

日本式論者たちが文字に反映させようとしていた「日本人の音声意識」「云はうと思ふこと」は、西洋で主張された「発音しようと意図する所」という言葉に置き換えられ、「phoneme」とは「発音しようと意図する所」を表示したものという認識が成立した。動詞の活用による五十音図の合理性を説くことで、音図上の同行の子音は 1 つの phoneme であることを主張した。そしてこれは、同じ条件下において入れ替え可能なら同じ phoneme であるとする「差別素」の概念にも合致した。大きな問題は「直音」「拗音」という枠組みである。「シ」と「シャ」が同じ子音を持つと認めつつも、日本式論者はあえて同じ文字で表わさないことで、ヘボン式論者との論争を乗り切った。

従来、ローマ字論争は国字問題としての枠組みで捉えられることがほとんどだったが、この論争が日本語学の音声研究に与えた影響は、今後検討すべき問題である。音韻論は日

本式論者たちが日本式ローマ字の論拠に説得力を持たせるために日本に導入した概念であり、日本式論者の田中館らが Jones や Trubetzkoy に実際に会って議論をしている。ローマ字論争には当時の言語学者たちが多く関わっており、彼らは音声学協会を巻き込みながら議論を進めていく。この論争に伴い、音声学協会でも本格的に音韻論が論じられ始めた。イ段音の子音全体の口蓋化や、拗音全てに「わたり」が存在すること、直音と拗音の音の関係性は、この論争によってある程度の結論が出たとも言える。これは、五十音図や拗音という枠組みが現代に残っていることにも関わってくるだろう。今後は、いわゆる「国字問題」を新たな視点で捉えなおすことで、研究史を再構築していく必要があるように思われる。

## 使用テキスト

音声学協会（昭和 3~10/1928~1935）『音声学協会会報』
菊澤季生（大正 15/1926）「国語国字問題に就ての考察」(『学士会月報』465 号)
菊澤季生（昭和 2/1927）「ローマ字綴り方の立場に就て」(『学士会月報』473 号)
菊澤季生（昭和 6/1931）『国字問題の研究』岩波書店
菊澤季生（昭和 7/1932）「日本式ローマ字綴り方の立場に就いて」(『学士会月報』529 号～531 号)
神保格（大正 14/1925）『国語音声学』明治図書
田中館愛橘（明治 18/1885）「理学協会雑誌を羅馬字にて発兌するの発議及び羅馬字用法意見」(『理学協会雑誌』16 号）
田中館愛橘（昭和 5/1930）「日本式ローマ字綴り方公用に就き」(『学士会月報』504 号）
田丸卓郎（大正 3/1914）『ローマ字国字論』日本のろーま字社
田丸卓郎（大正 9/1920）『ローマ字文の研究』日本のローマ字社
臨時ローマ字調査会（昭和 11/1936）『臨時ローマ字調査会議事録　上・下』臨時ローマ字調査会
H.E.Palmer（大正 11/1922 講演）『何故に私は日本式ローマ字を賛成するに至つたか』日本のローマ字社（1924 出版）

## 参考文献

内田智子（2021）「日本式ローマ字と音韻論の導入―1930 年以前の資料を中心に―」(『西日本国語国文学』8 号）
菊地悟（2007）「ローマ字論争―日本式・標準式の対立と消長―」(『国語論究 13 昭和前期日本語の問題点』明治書院）
釘貫亨（2013）『「国語学」の形成と水脈』ひつじ書房
服部四郎（1965）「日本の記述言語学(1)」(『国語学』第 62 集）
飛田良文他編（2007）『日本語学研究事典』明治書院
平井昌夫（1948）『国語国字問題の歴史』昭森社

※引用箇所における旧漢字・変体仮名等は現行の字体に直した。

本稿は、第 88 回中部日本・日本語学研究会（2022 年 2 月 12 日オンライン開催）における口頭発表をもとに執筆したものです。貴重なご意見をくださった方々に感謝申し上げます。